

2024年度
山口県医師修学資金の手引
【自治医科大学校】

山口県健康福祉部医療政策課

(2024.4)

目 次

I 貸付けの概要	
1 募集内容	1
2 貸付けの条件	1
3 知事指定の県内公的医療機関等	2
4 貸付けの停止・取消等	2
◇ 貸付申請Q&A	3
II 返還の免除	
1 修学資金の返還及び利息の支払債務の全部免除	3
2 修学資金返還及び利息の支払債務の全部又は一部免除	1 2
◇ 返還免除Q&A	1 2
III 返還	
1 返還事由	1 3
2 返還手続	1 4
◇ 返還Q&A	1 4
IV 返還の猶予	
◇ 返還の猶予事由（猶予期間）	1 5

I 貸付けの概要

- 山口県内の公的医療機関等において、医師として勤務することを要件とした修学資金の貸付制度です。（貸付けの詳しい条件は後段参照）
- 山口県自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムの適用を受け、知事指定の県内公的医療機関等において、貸付期間の1.5倍に相当する期間、勤務することにより、貸付金の返還が免除されます。（返還免除の詳しい要件は3ページ以降参照）

1 募集内容

貸付の種類		自治医科大学卒
貸付額		月額5万円
対象者	ア	自治医科大学医学部へ入学した者のうち、山口県医師修学資金の貸与を希望する者
ア、イを全て満たす者	イ	1年生～6年生

- ※ 募集期間や応募方法については、当該年度の「山口県医師修学資金募集要項（自治医科大学卒）」を参照してください。
- ※ 他の奨学金等を借り受けていても応募できますが、知事指定の県内公的医療機関等に勤務できない場合は、貸付けの条件を満たせないため、貸付けの対象となりません。

2 貸付けの条件

貸付けに当たっては、次の条件が付され、これを達成した場合に、貸付金の返還が免除されます。（返還免除の要件について、詳しくは3ページ以降参照）

- (1) 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得し、臨床研修が修了した翌月の初日から起算して、貸付期間の2倍の期間に達するまでに、山口県自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムの適用を受け、県が個別に指定する公的医療機関等において貸付期間の1.5倍の期間、医師として*勤務をしなければなりません。
*対象のいずれかの診療科の医師として勤務をしなければなりません。
- (2) 自治医科大学修学資金制度上、医師免許取得後の臨床研修は、山口県立総合医療センターで行わなければなりません。
- (3) 「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」及び「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付要綱」に定める義務を誠実に履行しなければなりません。

3 知事指定の県内公的医療機関等 下記の中から個別に勤務先が指定されます。

公的医療機関	日本赤十字社	○山口赤十字病院 ○小野田赤十字病院
	恩賜財団済生会	○山口総合病院 ○湯田温泉病院 ○下関総合病院 ○豊浦病院
	厚生農業協同組合連合会	○周東総合病院 ○小郡第一総合病院 ○長門総合病院
	市町	○錦中央病院 ○美和病院 ○大島病院 ○東和病院 ○大和総合病院 ○光総合病院 ○新南陽市民病院 ○山陽小野田市民病院 ○美祢市立病院 ○美東病院 ○下関市立市民病院 ○豊田中央病院 ○萩市民病院 ○へき地診療所
	山口県立病院機構	○県立総合医療センター ○県立こころの医療センター
その他	国立病院機構	○岩国医療センター ○柳井医療センター ○山口宇部医療センター ○関門医療センター
	労働者健康安全機構	○山口労災病院
	地域医療機能推進機構	○徳山中央病院 ○下関医療センター
	国立大学法人	○山口大学医学部附属病院
	地域医療支援病院 (医療法第4条第1項)	○岩国市医療センター医師会病院 ○オープンシステム徳山医師会病院 ○宇部興産中央病院 【以下再掲】 岩国医療センター、周東総合病院、徳山中央病院、 県立総合医療センター、済生会山口総合病院、 山口赤十字病院、山口労災病院、下関医療センター、 関門医療センター、済生会下関総合病院、下関市立市民病院

4 貸付けの停止・取消等

(1) 貸付けの停止

修学資金の貸付けを受けている者(以下「修学生」という。)が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行いません。

(2) 貸付けの取消

修学生が次のいずれかに該当することとなった場合は、貸付けを取り消します。(貸付けが取り消された場合には、修学資金の返還が必要となります。)

- 退学したとき。
- 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 死亡したとき。
- 修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

- ・ 修学生が死亡、心身の故障その他やむをえない事由により、修学資金を返還することができないと山口県が認めるときは、当該修学資金の返還の全部又は一部が免除される場合があります。(4ページ、12ページ参照)
- ・ また、一定の場合には、返還が猶予(返還義務が生じているが、一定の期間の返還を猶予)されます。(15ページ参照)

【貸付申請関係Q & A】

Q 1	貸付期間及び貸付時期について詳しく教えてください。
A 1	貸付期間は、貸付決定時に定める期間(貸付決定年度の4月から大学の正規の最短修業年限の終了する月まで)となります。このことから、貸付けを受け始めた年の4月から、修学生が留年することなく6年生として在籍することとなる年度末までとなります。(留年に伴う貸付期間の延長はありません。)
Q 2	連帯保証人の要件のうち「一定の職業を有し」とは、アルバイトの場合も認められますか。
A 2	認められません。
Q 3	貸付期間の1.5倍の期間勤務し、免除を受けた後は勤務先等に制限はないのですか。
A 3	貸付期間の1.5倍相当期間の勤務を履行し、返還免除を受けた後の進路選択は自由となりますが、引き続き県内で後進の指導に当たりながら、ふるさと山口の医療充実に貢献してもらうことを願っています。 ※自治医科大学修学資金制度上の条件とは異なるためご注意ください。

II 返還の免除

1 修学資金の返還及び利息の支払債務の全部免除

貸付期間の満了後、次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還及びその利息の支払の債務の全部が免除されます。(免除の申請手続きが必要です。)

(1) 次の①～③の条件をすべて満たしたとき。

- ① 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得すること。
- ② 医師免許取得後、直ちに医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修を開始し、これを修了すること。
- ③ 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算した期間(大学院において医学を履修する課程に在学した期間又は育児休業若しくは介護休業をした期間があるときは、これらの期間を除いた期間)が通算して貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間に達するまでの間に、県内の公的医療機関等の医師として従事した期間が、通算して、貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間に達すること。

※ 4～10 ページ「従事対象期間及び従事期間について」も参照ください。

(2) 県内の公的医療機関等の医師としてその業務に従事する期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(3) やむを得ない事由により、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間に達するまでの間に、県内の公的医療機関等の医師として従事した期間が、通算して、貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間に達しなかった場合において、当該やむを得ない事由が消滅した後、引き続いて県内の公的医療機関等の医師としてその業務に従事し、通算して、貸付期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

【従事対象期間及び従事期間について】

医師修学資金の貸付けを受けた者は、臨床研修を修了した翌月から起算して、貸付期間の2倍の期間を経過するまでの間（以下「従事対象期間」という。）に貸付期間の1.5倍の期間（以下「従事期間」という。）、知事指定の公的医療機関等において勤務を行うことが義務付けられ、この勤務を達成することで、貸付金の返還が免除されます。

※ 従事期間については、県が勤務先を指定します。（それぞれの公的医療機関等の職員になります。対象となる公的医療機関等は2ページの表のとおりです。）

◇ 大学院在学期間、育児休業・介護休業期間の取扱い

- 「大学院において医学を履修する課程に在学した期間」又は「育児休業や介護休業をした期間」があるときは、これらの期間を「修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間」（従事対象期間）から除きます。従って、これらの期間が終了した後に必要な勤務をしていただくことになります。
- 大学院在籍期間であっても公的医療機関等での勤務実態がある場合には、勤務に従事したと判断される場合がありますので、県医療政策課までお問い合わせください。

貸付期間による従事対象期間、従事期間等は次のとおりです。

◎ 貸付期間が6年間の場合

従事対象期間(a)	12年	貸付期間×2年
従事期間(b)	9年	貸付期間×1.5年
自由期間	5年	(a)-(b)-臨床研修2年)

※ 県内で行った臨床研修期間2年が従事期間として扱われ、臨床研修修了後に県が指定する勤務は7年となります。

※ 山口県医師修学資金の制度上は、自由期間が5年ありますが、参考にあるとおり、自治医科大学修学資金制度上の勤務先において、原則、自由期間に該当する期間はありません（特例的な取扱いの結婚協定は除く）。

※ 現行の後期研修先から変更等生じた場合に、当該研修期間が自由期間となる可能性がありますのでご注意ください。

勤務の例（これ以外の勤務パターンもあります）

上段：臨床研修後の年数

下段：勤務パターンの例

丸数字…従事期間の何年目に相当するか

公的…公的医療機関等における指定勤務

従事対象期間の終了年度（臨床研修後12年目）までに9年間の勤務が必要

臨床研修期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
県内臨床研修①②	公的③	公的④	公的⑤	公的⑥	公的⑦	公的⑧	公的⑨	返還免除				

【参考：自治医科大学修学資金制度の勤務先との関連（例）】

※後期研修の実施年は予定です。

◆総合診療専門医取得を希望する場合（へき地勤務5年）

年目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務	臨床研修（県総）		総合診療専門研修 へき地医療機関①		後期研修（県総）	へき地医療機関②		後期研修	へき地医療機関③

公的①②③④⑤⑥⑦⑧⑨に該当

◆総合診療専門医取得を希望しない場合（へき地勤務6年）

年目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務	臨床研修（県総）		へき地医療機関①			後期研修	へき地医療機関②		

公的①②③④⑤⑥⑦⑧⑨に該当

◎ 貸付期間が5年間の場合

従事対象期間(a)	10年	貸付期間×2年
従事期間(b)	8年	貸付期間×1.5年(切上げ)
自由期間	4年	(a)-((b)-臨床研修2年)

※ 県内で行った臨床研修期間2年が従事期間として扱われ、臨床研修修了後に県が指定する勤務は6年となります。

※ 山口県医師修学資金の制度上は、自由期間が4年ありますが、参考にあるとおり、自治医科大学修学資金制度上の勤務先において、原則、自由期間に該当する期間はありません(特例的な取扱いの結婚協定は除く)。

※ 現行の後期研修先から変更等生じた場合に、当該研修期間が自由期間となる可能性がありますのでご注意ください。

勤務の例 (これ以外の勤務パターンもあります)

上段：臨床研修後の年数

下段：勤務パターンの例

丸数字…従事期間の何年目に相当するか

公的…公的医療機関等における指定勤務

従事対象期間の終了年度
(臨床研修後10年目)までに8年間の勤務が必要

臨床研修期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
県内臨床研修①②	公的③	公的④	公的⑤	公的⑥	公的⑦	公的⑧	返還免除			

【参考：自治医科大学修学資金制度の勤務先との関連(例)】

※後期研修の実施年は予定です。

◆総合診療専門医取得を希望する場合(へき地勤務5年)

年目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
勤務	臨床研修(県総)		総合診療専門研修 へき地医療機関①			後期研修(県総)	へき地医療機関②		後期研修	へき地医療機関③

公的①②③④⑤⑥⑦⑧に該当

◆総合診療専門医取得を希望しない場合(へき地勤務6年)

年目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務	臨床研修(県総)		へき地医療機関①			後期研修	へき地医療機関②		

公的①②③④⑤⑥⑦⑧に該当

◎ 貸付期間が4年間の場合

従事対象期間(a)	8年	貸付期間×2年
従事期間(b)	6年	貸付期間×1.5年
自由期間	3年	(a)-(b)-臨床研修のうち1年

※ 県内で行った臨床研修期間のうち1年が従事期間として扱われ、臨床研修修了後に県が指定する勤務は5年となります。

※ 山口県医師修学資金の制度上は、自由期間が3年ありますが、参考にあるとおり、自治医科大学修学資金制度上の勤務先において、原則、自由期間に該当する期間はありません（特例的な取扱いの結婚協定は除く）。

※ 現行の後期研修先から変更等生じた場合に、当該研修期間が自由期間となる可能性がありますのでご注意ください。

勤務の例（これ以外の勤務パターンもあります）

上段：臨床研修後の年数

下段：勤務パターンの例

丸数字…従事期間の何年目に相当するか

公的…公的医療機関等における指定勤務

従事対象期間の終了年度
(臨床研修後8年目)までに
6年間の勤務が必要

臨床研修 期間	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目
県内臨床研修 ①	公的 ②	公的 ③	公的 ④	公的 ⑤	公的 ⑥	返還免除		

【参考：自治医科大学修学資金制度の勤務先との関連（例）】

※後期研修の実施年は予定です。

◆総合診療専門医取得を希望する場合（へき地勤務5年）

年目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務	臨床研修 (県総)		総合診療専門研修			へき地 医療機関②		後期研修	へき地 医療機関③
			へき地 医療機関①		後期研修 (県総)				

公的①②③④⑤⑥に該当

◆総合診療専門医取得を希望しない場合（へき地勤務6年）

年目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務	臨床研修 (県総)		へき地 医療機関①			後期研修	へき地 医療機関②		

公的①②③④⑤⑥に該当

◎ 貸付期間が3年間の場合

従事対象期間(a)	6年	貸付期間×2年
従事期間(b)	5年	貸付期間×1.5年(切上げ)
自由期間	2年	(a)-(b)-臨床研修のうち1年

※ 県内で行った臨床研修期間のうち1年が従事期間として扱われ、臨床研修修了後に県が指定する勤務は4年となります。

※ 山口県医師修学資金の制度上は、自由期間2年ありますが、参考にあるとおり、自治医科大学修学資金制度上の勤務先において、原則、自由期間に該当する期間はありません(特例的な取扱いの結婚協定は除く)。

※ 現行の後期研修先から変更等生じた場合に、当該研修期間が自由期間となる可能性がありますのでご注意ください。

勤務の例 (これ以外の勤務パターンもあります)

上段：臨床研修後の年数

下段：勤務パターンの例

丸数字…従事期間の何年目に相当するか

公的…公的医療機関等における指定勤務

従事対象期間の終了年度
(臨床研修後6年目)までに
5年間の勤務が必要

臨床研修期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
県内臨床研修 ①	公的 ②	公的 ③	公的 ④	公的 ⑤	返還免除	

【参考：自治医科大学修学資金制度の勤務先との関連】

※後期研修の実施年は予定です。

◆総合診療専門医取得を希望する場合(へき地勤務5年)

年目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務	臨床研修 (県総)		総合診療専門研修			へき地 医療機関②		後期研修	へき地 医療機関 ③
			へき地 医療機関①		後期研修 (県総)				

公的①②③④⑤に該当

◆総合診療専門医取得を希望しない場合(へき地勤務6年)

年目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務	臨床研修 (県総)		へき地 医療機関①			後期研修	へき地 医療機関②		

公的①②③④⑤に該当

◎ 貸付期間が2年間の場合

従事対象期間(a)	4年	貸付期間×2年
従事期間(b)	3年	貸付期間×1.5年
自由期間	1年	(a)-(b)

※ 臨床研修期間は従事期間として扱われません。

※ 山口県医師修学資金の制度上は、自由期間が1年ありますが、参考にあるとおり、自治医科大学修学資金制度上の勤務先において、原則、自由期間に該当する期間はありません（特例的な取扱いの結婚協定は除く）。

※ 現行の後期研修先から変更等生じた場合に、当該研修期間が自由期間となる可能性がありますのでご注意ください。

勤務の例（これ以外の勤務パターンもあります）

上段：臨床研修後の年数

下段：勤務パターンの例

丸数字…従事期間の何年目に相当するか

公的…公的医療機関等における指定勤務

従事対象期間の終了年度
(臨床研修後4年目)までに
3年間の勤務が必要

臨床研修期間	1年目	2年目	3年目	4年目
県内臨床研修	公的①	公的②	公的③	返還免除

【参考：自治医科大学修学資金制度の勤務先との関連】

※後期研修の実施年は予定です。

◆総合診療専門医取得を希望する場合（へき地勤務5年）

年目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務	臨床研修 (県総)		総合診療専門研修 へき地 医療機関①		後期研修 (県総)	へき地 医療機関②		後期研修	へき地 医療機関 ③

公的①②③に該当

◆総合診療専門医取得を希望しない場合（へき地勤務6年）

年目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務	臨床研修 (県総)		へき地 医療機関①			後期研修	へき地 医療機関②		

公的①②③に該当

◎ 貸付期間が1年間の場合

従事対象期間(a)	2年	貸付期間×2年
従事期間(b)	2年	貸付期間×1.5年(切上げ)
自由期間	0年	(a)-(b)

※ 臨床研修期間は従事期間として扱われません。

勤務の例

上段：臨床研修後の年数

下段：勤務パターンの例

丸数字…従事期間の何年目に相当するか

公的…公的医療機関等における指定勤務

従事対象期間の終了年度
(臨床研修後2年目)までに
2年間の勤務が必要

臨床研修期間	1年目	2年目
県内臨床研修	公的①	公的②

【参考：自治医科大学修学資金制度の勤務先との関連】

※後期研修の実施年は予定です。

◆総合診療専門医取得を希望する場合（へき地勤務5年）

年目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務	臨床研修 (県総)		総合診療専門研修 へき地 医療機関①		後期研修 (県総)	へき地 医療機関②		後期研修	へき地 医療機関③

公的①②に該当

◆総合診療専門医取得を希望しない場合（へき地勤務6年）

年目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務	臨床研修 (県総)		へき地 医療機関①			後期研修	へき地 医療機関②		

公的①②に該当

【自治医科大学修学資金制度との関連について】

自治医科大学卒業医師は、別に「自治医科大学修学資金貸与規程」の適用を受けることになります。

特に注意が必要なのは、結婚協定です。自治医科大学卒業医師の義務勤務期間中において、他県出身同士が結婚する場合に、特例的に都道府県間で勤務配置等について協定を締結するものであり、当該協定により、他県での勤務が可能となります（特例的な取扱いであり、必ず結婚協定が締結できると保証されるものではありません）。

しかし、山口県医師修学資金制度においては、県内の医療機関での従事が必要であり、他県での勤務は自由期間扱いとなります。自治医科大学修学資金制度上、返還免除になっても、医師修学資金上の従事期間が残りますのでご注意ください。

なお、貸付けを受けた年数によっては、自由期間がない場合がございます。

勤務の例（これ以外の勤務パターンもあります）

凡例

丸数字…従事期間の何年目に相当するか

義務…返還債務の当然免除勤務（自治医科大学修学資金制度）

公的…公的医療機関等における指定勤務（山口県医師修学資金制度）

自由…自由期間（山口県医師修学資金制度）

（例：臨床研修後に結婚協定を締結するパターンであり、貸付期間が6年の場合）

卒後年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
結婚協定	-		結婚協定期間						
A 医師 (他県)	他県	他県	山口	山口	山口 <small>後期研修</small>	他県	他県	他県	他県
B 医師 (山口県)	山口	山口	山口	山口	山口 <small>後期研修</small>	他県	他県	他県	他県
自治医科大学 修学資金制度	義務 ①	義務 ②	義務 ③	義務 ④	義務 ⑤	義務 ⑥	義務 ⑦	義務 ⑧	義務 ⑨
医師修学資金	公的 ①	公的 ②	公的 ③	公的 ④	公的 ⑤	自由			

山口県医師修学資金制度上、残り4年間公的医療機関等における指定勤務が必要

2 修学資金の返還及び利息の支払債務の全部又は一部免除

次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還及びその利息の支払いの債務の全部又は一部が免除される場合があります。(免除の申請手続きが必要です。)

- (1) 死亡又は心身障害により、修学資金を返還することができなくなったとき。
- (2) やむを得ない事由により、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間に達するまでの間に、県内の公的医療機関等の医師として従事した期間が、通算して、貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間に達しなかったとき。

【返還免除Q&A】

Q 1	3年間、貸付けを受けた場合、公的医療機関等での要勤務期間はどうなりますか。
A 1	3年間×1.5=4.5年間となりますが、1年に満たない端数が生じる場合は切り上げるので、公的医療機関等での要勤務期間は5年間となります。
Q 2	「貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間」と「県内の公的医療機関等の医師として従事する『貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間』」の差の期間については、勤務を要しないのでしょうか。
A 2	その期間は、自由期間です。(4～10ページ参照) ただし、貸付期間が1年間の場合は、自由期間がなく、臨床研修後、継続して2年間の勤務が必要ですので留意してください。
Q 3	大学院に進学する場合の取扱いはどうなりますか。
A 3	大学院において、医学を履修する課程に在学した期間は、従事対象期間(4ページ参照)から除くので、大学院の課程を修了した後に、公的医療機関等で勤務していただくことになります。 社会人枠大学院のように、大学院に在籍しながら公的医療機関等での勤務実態がある場合など、勤務に従事したと判断される場合もあるので、詳しくは県医療政策課までお問い合わせください。
Q 4	臨床研修後、直ちに公的医療機関等で業務に従事しなければなりませんか。
A 4	山口県医師修学資金の制度においては、自由期間を使用すれば、直ちに公的医療機関等で業務に従事する必要はありません。 ただし、自治医科大学修学資金の制度においては、直ちにへき地医療機関で業務に従事する必要があります。

Q 5	全額免除に必要な期間、県内の公的医療機関において業務に従事しました。どうすればいいのですか。
A 5	修学資金返還債務免除申請書を提出してください。 提出が必要な時期に、県から文書でお知らせします。
Q 6	業務への従事は、どのようにして確認しますか。
A 6	業務従事証明書（勤務した公的医療機関等の証明）を提出していただきます。 提出が必要な時期に、県から様式を送付してお知らせします。
Q 7	修学資金が返還免除となった場合、所得税が課税されますか。
A 7	課税されません。地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益については非課税です。

III 返還

返還しなければならない事由が生じた場合は、貸付けを受けた修学資金の額に利息※(年10%)を付して一括返還しなければなりません。

※ 利息の計算日数は、修学資金の各月交付日の翌日からの起算となります。

1 返還事由

返還しなければならない事由は、次のような場合です。

- 修学資金の貸付けを取り消されたとき。(2ページ参照)
- 大学を卒業した日から2年以内に医師の免許を取得しなかったとき。
- 免許を取得した後、直ちに臨床研修を開始せず、又はこれを修了することができなかったとき。
- 死亡、又は心身障害のため、県内の公的医療機関等において医師としての業務を継続することができなくなったとき(業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときを除く。)等。
- 修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間に達する日までの間に、県内の公的医療機関等の医師としてその業務に従事した期間が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間に達しなかったとき。
- 上記に掲げる場合のほか、貸付けの条件に違反したとき。

2 返還手続

(1) 返還事由が生じたときは、山口県から通知する納期限までに返還することが必要となります。

(2) 返還の方法は、一括返還となります。

なお、返還額は、修学資金の全貸付額と利息※(年 10%)の合計額となります。

※ 利息の計算日数は、修学資金の各月交付日の翌日からの起算となります。

$5 \text{万円 (各月貸付額)} \times 10\% \text{ (年率)} \div 365 \text{日} \times \text{(交付日の翌日から返還すべき日までの日数)}$

(3) 返還が遅れた場合(納期限までに返還されない場合)は、返還すべき額(利息を含む。)に年 14.5%の利息が付されます。

$\text{返還すべき額} \times 14.5\% \text{ (年率)} \div 365 \text{日} \times \text{(返還すべき日から返還日までの日数)}$

【返還関係Q&A】

Q 1	公的医療機関等において医師として業務に従事した期間が、貸付を受けた期間の 1.5 倍の期間に達する前に、その医療機関を辞め、民間病院に就職したため、修学資金に利息を付して返還しようと考えています。 公的医療機関等で働いた年数に応じて一部免除してもらえるのですか。
A 1	免除できません。 死亡、心身の故障、やむを得ない事由によらないで、貸付期間の 1.5 倍の期間に達しない場合は、一部であっても、免除されることはありません。 修学資金においては、所定の期間、公的医療機関等において医師として業務に従事していただくということが、貸付けの条件となっているためです。
Q 2	返還金を分割で支払うことができますか。
A 2	出来ません。県が定める納期限までに、元金と利息の合計額を一括で返還する必要があります。

IV 返還の猶予

次の事由のいずれかに該当するときは、必要な手続きを行えば、その事由が継続する期間、返還が猶予されます。

事由によっては、猶予後、指定の勤務を行うことで返還が免除されることがありますので、詳しくは御相談ください。

◇ 返還の猶予事由（猶予期間）

返還の猶予事由とその期間は次のとおりです。

なお、猶予期間も、返還時に付す利息(年10%)の計算日数に含まれます。

猶予事由	猶予される期間
貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。	在学している期間
災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。	その事由が継続する期間
やむを得ない事由が消滅した後、引き続いて県内の公的医療機関等の医師として、その業務に従事しているとき。	その業務に従事している期間

《 問い合わせ先 》

山口県健康福祉部 医療政策課 医師確保対策班

〒753-8501 山口市滝町1-1

電話 083-933-2937 FAX 083-933-2829

E-mail all700@pref.yamaguchi.lg.jp

URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/ishikakuho/>